

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です
以下の施設基準に適合している旨、近畿厚生局に届出を行っています

●電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、以下の体制を整備・活用しています。

- 1.オンライン請求を行っています。
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3.オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を、診察室等において医師等が閲覧または活用できる体制を有しています。
- 4.電子処方箋を発行する体制について整備を進めております
- 5.電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について、準備を進めております
- 6.マイナ保険証の利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 7.また、当院では診療報酬明細書（レセプト）について、患者様への透明性を高めるため、無料で交付しております。

●短期滞在手術等基本料 I

●ロービジョン検査判断料

●コンタクトレンズ検査料 I

●緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）

●外来・在宅ベースアップ評価料（I）

●酸素の購入単価